

# JIS

## 案内用図記号のデザイン原則一 第1部：共通事項

JIS Z 8211-1 : 2025

令和7年1月20日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 作成手順	2
4.1 準備段階	2
4.2 作成段階	2
5 案内用図記号の分類, 名称等の設定	3
5.1 分類	3
5.2 名称, 図記号要素及び機能の設定	3
6 案内用図記号のデザイン	4
6.1 一般	4
6.2 デザインテンプレートの使用	4
6.3 図記号要素の使用	5
6.4 視認性の確保	5
6.5 表現方法及びデザインガイドラインの使用	5
附属書 JA (規定) 図記号要素	6
附属書 JB (規定) 図記号の視認性	9
附属書 JC (参考) 図記号の表現	11
附属書 JD (参考) デザインガイドライン	13
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	23
解 説	25

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS Z 8211** 規格群（案内用図記号のデザイン原則）は、次に示す部で構成する。

**JIS Z 8211-1** 第1部：共通事項

**JIS Z 8211-2** 第2部：施設などの案内用図記号に用いる基本形状、色及び使い方

**JIS Z 8211-3** 第3部：安全などの案内用図記号に用いる基本形状、色及び使い方

# 案内用図記号のデザイン原則—第 1 部：共通事項

## Design principles of public information symbols— Part 1: General requirement

### 序文

この規格は、2007年に第1版として発行された **ISO 22727** 及び 2012年に第2版として発行された **ISO 3864-3** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

図記号とは、言語とは無関係に情報を伝達するために使用される視覚的に認識可能な図形と定義される。案内用図記号は、特定のメッセージを伝えるために使用され、その理解は専門家又は職業的訓練とは無関係である。このような図記号は、特定の状況又は類似の状況で使用するために一貫したデザインであることが重要であり、また理解しやすいことが重要である。したがって、案内用図記号の作成及びデザインの原則を標準化し、視覚的な明瞭さを確保し、一貫性及び審美性を維持し、それによって認知度を向上させる必要がある。

なお、この規格で、**附属書 JA～附属書 JD** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号の作成及びデザインに関する要求事項の共通事項について規定する。ただし、機器・装置用図記号は除く。

この規格は、案内用図記号の描き方の基本的な原則に関する要求事項を規定する。

この規格は、**JIS** の案内用図記号の作成及びデザインの作成に関わる全ての人に使用される。

この規格は、消防法、火災予防条例等による火災安全標識を含む安全標識、及び公道で使用する交通標識には適用されない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 22727:2007**, Graphical symbols—Creation and design of public information symbols—Requirements

**ISO 3864-3:2012**, Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Part 3: Design principles for graphical symbols for use in safety signs (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。